

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国が緊急事態宣言の期間を延長しました。これに伴い、三重県の緊急警戒宣言も期間の延長がなされました。

こういった情勢について皆さんにお知らせします。

まず基本的な情報として、2月4日に新たに確認された感染者は全国で2,576人でした。1月15日に皆さんにお伝えした時には、全国で6,000人を超える感染者が報告されていました。こう申し上げますと、感染者が減っている、感染拡大が抑制されていると感じるかもしれません。しかし、三重県や隣接する奈良県の感染者については、前回お伝えした時とほぼ同数となっています。また、現在感染者数で減少傾向が見られるとはいうものの、全国的に重症患者数が増えているというのが実情です。ここで気を緩めるということがあってはならないということを、皆さんに認識いただきたいと思います。

次に、伊賀市内の状況についてお伝えします。

1月に入ってから、19日、26日と、2つのクラスター事例が出ました。11月に最初のクラスター事例があってから伊賀市では5例目となります。

市内ではじめて感染者が確認された4月以降、4月は1例、7月は2例、8月は19例、10月は3例、11月は33例、12月は74例と推移してきました。1月の感染者数を詳しく見てみると、1月1日～9日は3例、10日～16日は35例、17日～23日は31例、24日～31日までは42例ということで、ひと月で111例もの感染者報告がありました。

2月に入っても、すでに4名の感染者が確認されているということで、これは決して気を緩めてはいけないという数字だと思えます。

三重県は、国の緊急事態宣言の期間延長の決定を受けて、県独自の緊急警戒宣言を延長することとしました。

伊賀市感染拡大防止強化期間についても、当初2月7日までとしていたが、3月7日まで期間を延長することといたしました。強化対策として、学校施設新規予約の停止及びイベント等開催自粛協力をお願いを継続してまいります。

三重県の緊急警戒宣言の中で、新型コロナ特措法に基づいた新たな要請がありますので、しっかりと皆さんにお伝えしたいと思います。

大人数、長時間による飲食、カラオケなどの大声を発する集まりといった場面は感染のリスクが高まりますので、感染防止対策がとれない場合は、時間帯を問わず、こうした場面の参加を避けていただきたいと思います。

仕事の間の休憩や食事など、居場所が切り替わる場面においては気の緩みなどで感染リスクが高まるため、会話の際にはマスクをしっかりとつけ、人との距離を確保するなど感染防止対策を徹底してください。

医療機関、社会福祉施設の皆さんには、引き続き感染防止対策を徹底していただき、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ということを意識した対策を行ってください。

そして、大変重要なことなのですが、事務所や工場など業務を行う場所での感染防止対策に加えて、食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底し、従業員の皆さんに注意喚起を行ってください。

緊急警戒宣言では、県をまたぐ移動を控えるようにとされていますが、以前にもお伝えした「伊賀城和定住自立圏」として私たちと生活行動圏を共有している南山城村、笠置町、山添村の皆さんとは、お互いに往来があるということをご理解ください。

また、甲賀市とも「いこか連携」を結び、生活行動圏を共にしていますので、甲賀、伊賀の往来にもご理解をいただきたいと思います。

繰り返しになりますが、基本的な感染防止対策として感染リスクが高まる 5 つの場面に注意してください。

【場面 1 飲酒を伴う懇親会等】

大声、回し飲み、箸の共用による感染リスクが高まります。

【場面 2 大人数や長時間に及ぶ飲食】

大人数・長時間では、飛沫の感染リスクが高まります。

【場面 3 マスクなしでの会話】

飛沫感染リスクが高まります。カラオケで感染という事例が最近ありましたので気をつけていただきたいと思います。

【場面 4 狭い空間での共同生活】

長時間、閉鎖空間が共有されることに感染リスクがあります。

【場面 5 居場所の切り替わり】

休憩時間などに休憩室や喫煙ルームに行くなど、気の緩みや環境の変化が感染リスクになります。

この 5 つの場面に引き続き注意して過ごしていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症にかかったかもしれない、発熱や咳など心配な症状があるというときには、まずかかりつけ医など身近な医療機関に電話で相談してください。かかりつけ医がいない場合は、受診・相談センターに相談をしていただき、案内された医療機関で受診いただくようお願いします。

また、伊賀市は多文化共生のまちで、外国人住民もたくさんいらっしゃいます。日本語がわからないという場合は、市役所市民生活課へご連絡ください。通訳が対応します。

★受診・相談センター（土・日・祝・年末年始も対応）

○午前 9 時～午後 9 時：伊賀保健所 電話 0595-24-8050

○午後 9 時～午前 9 時：三重県救急医療情報センター 電話 059-229-1199

★伊賀市役所市民生活課（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

電話 0595-22-9702

全国的に感染者数が減少してきているというこの傾向を、今ここでみんなで頑張っ、しっかりと確実なものにしていきたいと思ひます。

外国籍の人も含め、全ての市民が一生懸命頑張れるような情報をこれからもお伝えしていきたくと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

2021（令和 3）年 2 月 5 日

伊賀市長 岡本 栄